

# 水道法改正 Q&A

## 水道法の改正で、将来にわたり、 「安全・安心な水道」を確保します。

現在、高度経済成長期に整備された水道施設が老朽化し、年間で約 2 万件を超える漏水、破損事故が発生しています。

また、水道管の更新や耐震化が遅れ、大規模災害時に漏水事故や長期の断水リスクが高まっている状況です。

多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であるうえ、人口減少社会を迎え経営状況が悪化するなかで、水道サービスを継続できない恐れもあります。

まさに日本の水道は、深刻な課題に直面しています。

これらの課題を解決し、将来にわたって安全な水を安定的に供給するためには、水道の基盤強化を図ることが必要です。

そこで、水道法を改正し、①複数の市町村の水道事業統合などによる広域連携、②計画的に水道管の更新や耐震化を進め適切な資産を管理、③民間の技術力や経営ノウハウを活用した多様な官民連携を推進しつつ、水道事業に対して国の関与を強めることで、私たちの生活に必要不可欠な「安全・安心な水道」を確保します。

## Q1：水道を民営化するのですか？

**A：**

- 水道事業自体を「民営化」するものではありません。  
コンセッション方式（※）は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。
- 住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。
- むしろ今よりも公の関与を強めることとなります。  
※コンセッション方式：利用料金を徴収する公共施設について、施設の所有権を自治体が保持したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。
- これまでも水道事業については、住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であれば、コンセッション方式を導入することができました。
- 一方、今回の改正法では、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしました。
- 例えば、宮城県などでは、改正法を前提としたコンセッション方式の導入の検討が進められ、住民にメリットのある事業が実施可能とされています。

## Q2：民間事業者に運営を任せると水道料金が 高騰しませんか？

**A：**

- 地方自治体が、条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。  
民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。
- これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。

### **Q3 : 民間事業者に運営を任せても、 水道水の安全性に問題は生じませんか？**

**A :**

- 地方自治体が、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。
- さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとしています。
- また、給水装置工事事業者の指定については、技術的水準等を確保するため、更新制（5年）を導入します。

### **Q4 : 民間事業者の監督は、どのように行われるのですか？**

**A :**

- 地方自治体と厚生労働大臣が、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的に調査し、場合によっては立入検査も行って、早期に問題を指摘し、改善を要求します。

### **Q5 : 災害が起こったときに対応できるのですか？**

**A :**

- 災害時の対応も、地方自治体が事業の最終的な責任を負います。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。

**Q6 : 海外では民間事業者に任せて、いろいろな問題が生じていると聞きますが。**

**A :**

- 海外では、水道料金の設定に関する民間事業者の裁量が大きかったことなどにより、水道料金が高騰する事例がありました。
- また、民間事業者に対して求める設備投資内容が不明確だったため、水質の悪化などが発生しました。
- これらの教訓を踏まえ、我が国の改正法では、これまで述べたように自治体や厚生労働省の民間事業者に対する規制を強めることで、水道料金の高騰や水質悪化が絶対に起きないようにします。

以上